

院長 コラム



一緒に考えよう
健康のこと
医療のこと

50

働き方改革



市民病院
院長 神谷里明

ある病院の後期研修医が自殺したのは長時間労働による過労によるものであったと労働基準監督署に認定され、世間を騒がせました。現在、医師の働き方が問題となっています。医師における労働とは？次の診療に備えるための勉強などは労働なのか、それとも自己研鑽なのか。

医師は常によりよい医療を提供するために新しい知識を身につけ、自己の能力を伸ばそうとしています。時間内にできるときもあれば、時間外でなければできないときもあります。また主治医がご家族に対して患者さんの状態などを説明するのに夜の時間帯や休日希望される場合があります。これも時間外労働が多くなる原因の一つと言えます。

また病院では医師が必ず宿直、日直

をしなければなりません。医療機関において、宿日直勤務として許可される業務は、常態としてほとんど労働する必要がない業務のみです。しかし実際には夜間、休日に来院した患者さんの対応（診療）も行っています。また救急患者さんや、入院中の患者さんで緊急の処置や手術等が必要になれば夜間等時間外に対応しなければなりません。夜間に仕事をして翌日以降に影響しないようにするためには交替制勤務を組む必要があります。その体制を整えるためには、それなりの人数をそろえる必要があります。しかし、現在の医療費削減に向かっていく診療報酬制度ではそれだけの人数を雇うことは現実上無理であるし、医師の数も不足しています。医師も普通の労働者であり、休まず、寝ずに仕事を続けることはできません。夜働けば翌日の能力は低下するのが普通です。

これから2年かけて「医師の労働とは」という議論が行われ、そこから5年後に医師の労働規制が開始されます。このことは当院だけの問題ではありません。そのときに地域住民が安心して暮らせる医療体制が組めるような仕組みを地域全体で考えていきたいと思います。